

育児・介護休業法の改正について～4月から順次施行～

昨年改正された育児・介護休業法の主な改正内容のうち、以下の項目は本年4月から施行されています。

改正内容に沿った適切な労務管理をお願いいたします。

1 子の看護休暇の見直し

対象となる子の範囲が「**小学校3年生修了まで**」に延長され、取得事由に「**感染症に伴う学級閉鎖等**」、「**入園(入学)式及び卒園式**」が追加されました。

また、名称が「**子の看護等休暇**」となりました。

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大

所定外労働の制限（残業免除）の対象が、「3歳未満の子を養育する労働者」から「**小学校就学前の子を養育する労働者**」に拡大されました。

3 育児のためのテレワークの導入

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されました。

4 育児休業取得状況公表義務の対象拡大

従業員数 300 人超の企業に、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務づけ**られました。

5 介護離職防止のための雇用環境整備等の措置及び個別の周知・意向確認、

介護離職防止のための雇用環境の整備及び介護に直面した旨の申出をした労働者等に対する個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務となりました。

○なお、本年10月からは以下の内容についても施行されます。

・柔軟な働き方を実現するための措置等

3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に対し、「**始業時刻等の変更**」、「**テレワーク等(10日/月)**」、「**保育施設の設置運営等**」、「**新たな休暇の付与(10日/年)**」、「**短時間勤務制度**」の中から**2以上**の制度を選択して措置することが義務となります。

・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**を行うことが事業主に義務づけられます。

○厚生労働省HPもご確認ください。⇒



問い合わせ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740